

令和7年 業種別労働災害発生状況

(令和7年7月末現在 速報値)

北見労働基準監督署

区分 業種別	令和7年			前年同期			対 前 年		業 種 割 合	令和6年確定値		
	死 亡	休 業	合 計	死 亡	休 業	合 計	増 減 数	増 減 率		死 亡	休 業	合 計
全産業合計	3	168 [70]	171 [70]	3 [1]	188 [59]	191 [60]	-20	-10.5	100.0	5	355	360
製 造 業		32 [8]	32 [8]		28 [8]	28 [8]	4	14.3	18.7		56	56
内 食 料 品		17 [4]	17 [4]		13 [5]	13 [5]	4	30.8	9.9		32	32
内 木材木製品		7 [1]	7 [1]		8 [1]	8 [1]	-1	-12.5	4.1		11	11
内 窯業・土石		3 [1]	3 [1]		1	1	2	200.0	1.8		1	1
内 金属・機械		2	2		3 [1]	3 [1]	-1	-33.3	1.2		6	6
内 そ の 他		3 [2]	3 [2]		3 [1]	3 [1]			1.8		6	6
鉱 業								-			1	1
建 設 業	1	19 [5]	20 [5]	1	18 [5]	19 [5]	1	5.3	11.7	2	46	48
内 土木工事業		9 [1]	9 [1]	1	9 [2]	10 [2]	-1	-10.0	5.3	2	20	22
内 建築工事業		8 [3]	8 [3]		6 [3]	6 [3]	2	33.3	4.7		15	15
内 木造建築業	1		1		1	1			0.6		8	8
内 設備工事業		2 [1]	2 [1]		2	2			1.2		3	3
道路貨物運送業	1	16 [7]	17 [7]		11 [3]	11 [3]	6	54.5	9.9		26	26
その他の運輸業		4 [3]	4 [3]		4 [3]	4 [3]			2.3		7	7
陸上貨物取扱業								-				
港湾運送業								-				
林 業	1	6 [1]	7 [1]		6 [2]	6 [2]	1	16.7	4.1	2	9	11
漁 業		3	3		5 [1]	5 [1]	-3	-60.0	1.2		18	18
商 業		31 [19]	31 [19]	1 [1]	33 [17]	34 [18]	-3	-8.8	18.1		44	44
清掃・と畜業		11 [7]	11 [7]		3 [2]	3 [2]	8	266.7	6.4		15	15
上記以外の事業		46 [20]	46 [20]	1	80 [18]	81 [18]	-34	-42.0	27.5	1	133	134

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)、死亡災害の報告により集計したもので、[]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。
 本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。
 本統計は、北海道労働局ホームページからダウンロードできます。

○7月の労働災害発生状況(速報値)は、前年同時期と比較し、新型コロナウイルスによる業務上災害(休業4日以上)が保健衛生業等で減少し統計表の上記以外の事業が大幅に減少したことなどから、前年同時期よりも20名減少し171名となりました。しかし、死亡災害は前年同時期と同数の3名、転倒災害が10名増加の70名と最も多くを占め、コンベヤーの動力部等に身体の一部を巻き込まれる重篤な災害や熱中症が報告されています。死亡災害などの重篤な災害や交通事故の発生に対して一層注意を払い、安全衛生活動を行い、安全な作業手順を遵守することなどを徹底してください。

○当署では、コンベヤーによる重篤な災害が発生したことを踏まえ、同種災害防止の徹底を図るため、リーフレットを作成しました。北海道労働局HP「北見労働基準監督署からのお知らせ」に掲載しておりますのでご覧ください。

○『STOP! 熱中症クールワークキャンペーン(実施期間5月から9月)』を実施中です。今年度は、熱中症に関する改正労働安全衛生規則が6月1日から施行となりました。改正による主な変更点は以下の1及び2の事項となっておりますので、職場の実施体制等を確認し、適切に対応してください。

1 報告体制の整備、応急措置に係る手順等の作成と周知。(労働安全衛生規則第612条の2(新設))

2 上記1に関連し「熱中症を生ずるおそれがある作業」の解釈が追加されたことなどに伴い、従来からある次の条文の適用範囲が拡大されるなどしております。①屋内作業場の温度調節の措置(労働安全衛生規則第606条)、②雇い入れ時や作業変更時における安全衛生教育の事故時等における応急措置及び避難の関することに上記1の熱中症が疑われる者に対する応急措置等が含まれること。(労働安全衛生規則第35条関係) また、従来の著しい暑熱環境下における作業場の休憩設備(労働安全衛生規則第614条)は、今回の通達で直射日光を遮る、冷房設備を設置するなどして休憩設備の内部温度を下げる措置を講ずることが望ましいとされました。

令和7年 死亡労働災害発生状況

北見労働基準監督署

件数	発生月 時間帯	事業の 種類	職種	災害の種類	災害発生状況の概要
				起因物	
1	1月 15時台	林業	作業員	激突され	被災者は、同僚らとともに間伐現場に入場し、単独でチェーンソーを用いて伐木作業を行っていたが、作業終了時刻になっても戻らず、伐倒木の下で倒れた状態で発見されたもの。伐倒木の根株の近くの地面にチェーンソーが刺してあり、また、損傷のない腰袋及びヘルメットが置いてあった。
				立木等	
2	1月 14時台	建築工事業	作業員	墜落	高さ約2メートルの箇所の壁に、約1.8m×0.9m、重量約19.5kgの石膏ボードを貼り付けるため、被災者が脚立の2段目の踏みさん（高さ約1.6m）にまたがって、壁に立てかけた石膏ボードを持ち上げた際、脚立から墜落したもの。
				脚立	
3	3月 11時台	道路貨物運送業	運転手	交通事故	被災者は、当署管内の荷主先からセミトレーラ（最大積載量21.4t、積載約20t）をけん引して帯広方面に向かい走行中、路面がアイスバーンのため低速で走行していたが、右カーブでスリップして反対車線の路肩から転落し、運転席が電柱と接触して大破したもの。
				トラック	

※ 脳・心臓疾患、ウイルス感染症等によるものは、掲載していません。